

## 国立大学における複写に関する著作権の問題について

平成4年2月18日

国立大学協会

学術情報特別委員会

1. 本委員会は、もともと図書館、学術情報センター、LANなど大学における学術情報のハード・ソフト両面の整備、促進に関する事項を対象としてきた。複写に関する著作権の問題も、その一環として原則的見解を得るために審議を開始し、基本見解は第86回国大協総会で承認されている。

また、本委員会の委員の属する大学ではサンプリング法などで複写枚数の概数調査なども行い、著作権法による対価の支払い義務の免除を規定する第30条、第31条、第35条等に関し専門家の意見も徴してきたので、本委員会としては、この時点で各国立大学へ参考となる情報を提供することにした。

### 2. 参考情報

本委員会での調査と審議に基づく現時点での参考情報は次のとおりである。

- (1) 第30条は個人的利用に関するものであるが、本委員会の調査・研究では、大学における基礎的研究に係るもののうち、少なくとも一定部分については、同条その他に基づく適用除外に該当するとする意見が圧倒的である。

これについては、例えば、昭和52年6月の学術審議会答申「大学教員等の発明に係わる特許の取扱いについて」の中でも、特許に直接係わらない一般論として、大学における研究者個人の自主的なものであることが述べられて

いる。

- (2) 大学における研究でも、計画的、プロジェクト的な大型研究で科研費による研究や他省庁からの委託研究に対しては、必ずしも第30条は適用できないとする意見もある。
- (3) 大学行政上（評議会、部局長会議、教授会、各種委員会、事務用）で文献複写をする場合も、使用料支払いの対象となる場合があるという意見がある。
- (4) 第31条は図書館等における複写に関するものである。

これについては、概ね、日本複写権センターとの間で調整がついているが、同条第1号に規定する「利用者の求めに応じ」の「利用者」について、同センターは「直接の来館者に限る」としているが、国際的慣行にもみられるように、図書館間複写もこの中に含まれるべきものと考えられる。図書館間複写の学術情報システムにおける重要さに鑑み、特に熟慮を要する。

- (5) 第35条は教材のために少部数を複写し学生に配付する場合の著作権対価支払いを免除する規定をしたものであるが、この場合の部数については、なお議論がある。
- (6) 以上に関しては、本委員会と日本複写権センターの両者間で解釈の相違もあり、使用料支払いの対象となる複写の範囲は必ずしも明確でない。
- (7) 著作権の問題は国際化の流れの中で処理すべきものと考えられる。

アメリカのKing Research社の1982年の報告では、アメリカの大学での「公正利用」(fair use)は「非営利(non-profit)目的」のものとされ、著作権対価支払いの対象となってきたものは統計上、全文献複写枚数の0.6%であり、かつ、文書で著作者に許諾を求め、著作権対価を支払わなかったものが、その半数に及ぶことが述べられている。

アメリカなどでは「公正利用」が、その国の基礎研究・学術・文化を保護する上で、極めて重要な役割を果たすことが、強く主張されつつ現在に至っている。

### 3. 要望事項

これまでの審議経過を踏まえ、本委員会は各関係当局に対し、次の諸点を要望したい。

- (1) 著作権は重要な知的財産権で尊重されねばならないし、必要な著作権対価は当然支払われるべきものであるが、これによって、著者、学協会などへの還元が確保されるようなシステムの樹立を促進するように日本複写権センターへ望む。
- (2) 現在、使用料支払いの対象となる複写の範囲が必ずしも明確でないので、その基準を具体的に示すガイドラインを作成されるよう関係当局に望みたい。その際、大学における基礎研究などの公共性、非営利性、アメリカなどとの国際的均衡も充分配慮されるよう強く希望する。その上で、国立大学における複写に関する実態調査を主導され、所要の措置を講じられるようにして頂きたい。
- (3) 内容があいまいで議論の多い第30条を改正し、例えばアメリカのように「公正利用」を「非営利利用」とするか、ドイツなどのように複写機の販売時に一様に著作権対価を上のをせすかなど明確なものに改正されるよう関係当局に望む。

#### 参考文献等

- (1) 第86回総会報告「大学における文献複写と著作権の問題についての見解」、国大協学術情報特別委員会、平成2年6月。
- (2) 第89回総会委員会報告の後半部分、国大協学術情報特別委員会、平成3年11月。
- (3) 「大学教員等の発明に係わる特許の取扱いについて（答申）」、学術審議会、昭和52年6月。
- (4) 竹内寿：アメリカにおける文献複写と著作権(1)、びぶろすVol. 34, No. 9, 1～11 (1983)。

以上